

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第3回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 健康保険法 特定適用事業所（平24法附則17条12項、46条12項）

改正前	この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時100人を超えるものの各適用事業所をいう。
改正後	この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時50人を超えるものの各適用事業所をいう。

「常時100人を超えるもの」とあったのを「常時50人を超えるもの」としました。

横断 厚生年金保険法においても、特定適用事業所の規模について同様の改正が行われています。

改正の趣旨 働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要であることから、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げることとされ、500人超規模を、2022年10月から100人超規模とし、今回の改正では、50人超規模の企業まで適用範囲を拡大しました（令和6年10月1日施行）。

一問一答 問題

問1 特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者（70歳未満の者のうち、厚生年金保険法第12条各号のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時100人を超えるものの各適用事業所をいう。

解答・解説

問1 × 「100人を超える」とあるのは「50人を超える」です。